

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 事務所で購入した机とパソコンの梱包材の処分



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(質問者)

事務所で机とパソコンを購入した梱包材を清掃センターに持っていったら、産業廃棄物は受け取らないと言われ、電話するように言われたので電話しました。どうすれば処分できますか。

(協会)

事務所で購入したとの御説明ですので、梱包材は事業活動に伴って発生した廃棄物となります。梱包材は、プラスチック、紙、木であることがほとんどだと思いますが、このうち、プラスチックは廃棄物処理法で廃プラスチック類に該当し、産業廃棄物に該当します。また、紙は廃棄物処理法で紙くずに該当し、産業廃棄物に該当するか否かは、発生業種、排出形態が限定されております。紙くずが産業廃棄物に該当するのは、建設業（工作物の新築や改築、除去により生じた場合）、パルプや紙加工品の製造業、製紙業、製本業、新聞業（新聞巻取紙を利用して印刷発行を行う場合）、出版業（印刷出版を行う場合）、印刷物加工業から排出した紙くずが産業廃棄物になります。事務所で使用する机やパソコンの梱包材の紙は一般廃棄物に該当します。また、木くずにつきましても、紙くずと同じように業種や排出形態が限定され、建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたもの）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）に係るもの、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業に係るもの、PCB（ポリ塩化ビフェニル）が染み込んだものは産業廃棄物に該当します。ただし、木製パレットは業種、排出形態にかかわらずすべて産業廃棄物に該当します。従って今回の場合、廃プラスチックは産業廃棄物に該当しましたが、紙くず、木くずにつきましても、一般廃棄物に該当すると思われるので、市町又は一部事務組合に処分をお願いしてください。（廃プラスチック類の処分の許可を持った業者を紹介しました）

(質問者)

今の説明からすると、今回事務所で購入した机とパソコンを自宅で購入した場合、梱包材は事務所で購入したのと同じ梱包材なのに、この場合は、一般廃棄物と言うことになるのですか。

(協会)

一般の家庭から出たものは、すべて一般廃棄物に該当します。

(質問者)

物が同じものなのに、産業廃棄物になったり、一般廃棄物になったり法律がおかしいのではないかと。

(協会)

御指摘の通り、物が同じものなのに排出業種や形態が異なると一般廃棄物になったり、産業廃棄物になったりと違和感を感じるかもしれませんが、法律の建付けが事業活動に伴って排出した廃棄物は産業廃棄物として排出者に処分する義務を課し、産業廃棄物以外は一般廃棄物とし、市町村に処理責任を課しているため、物が同じでも産業廃棄物になったり、一般廃棄物になったりします。

(質問者)

わかりました。